

令和 7 年度
水産資源調査・評価推進委託事業のうち国際協調型調査事業のうち DNA 検査事業
成果報告書

【受託者】

住 所 東京都中央区豊海町 4 番 5 号
氏 名 一般財団法人 日本鯨類研究所

1. 目的と概要

近年の国際的な環境保護運動の高まりを背景として、国際的に決定された捕鯨に関する規制の遵守が強く求められている。我が国としても、国際規制に基づく国内法令が遵守されていることを担保する必要があることから、違法に捕獲された鯨肉の流通防止を目的として、国内に流通する鯨類製品の DNA 検査を行い、これを過去に捕獲・混獲された個体の DNA 情報が登録されている当研究所の DNA 登録データベースと照合した。

2. 調査項目及び調査対象

- (1) 日本各地の市場、デパート、小売店等から 300 検体の鯨製品（筋肉、脂皮、畝須他）を購入し、DNA 解析を行って鯨種判定作業を実施した。
- (2) 判別された鯨種のうち、ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ナガスクジラについては、マイクロサテライト DNA（MS DNA）マーカーの遺伝子型情報を用いて個体識別を行った。具体的には種によって最多 14 種類の MS DNA マーカーを使用して各標本の遺伝子型を決定し、既存の DNA 登録データベースに登録されている個体の遺伝子型情報と比較することにより行った。

3. 事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 事業の成果

- (1) 分析した全ての標本（ $n=300$ ）について、鯨種を判別することができた。確認できた鯨種はイワシクジラ（ $n=35$ ）、クロミンククジラ（ $n=7$ ）、ナガスクジラ（ $n=62$ ）、ニタリクジラ（ $n=116$ ）、ミンククジラ（北太平洋： $n=54$ 、北大西洋： $n=25$ ）、ツチクジラ（ $n=1$ ）であった。
- (2) 鯨種判別が行われた標本のうち、北太平洋ミンククジラ、北大西洋ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ナガスクジラと判別された標本については、さらに個体識別を行った。その結果、
 - ① 北太平洋のミンククジラ（ $n=54$ ）は、DNA 登録データベースに登録されている 38 個体に由来することが確認された。これら 38 個体は、NEWREP-NP 沖合域調査（ $n=1$ ）、および基地式商業捕鯨（ $n=22$ ）で捕獲した個体、または定置網で混獲された個体（ $n=15$ ）であった。

- ② 北大西洋のミンククジラ ($n=25$) は、DNA 登録データベースに登録されている 20 個体のノルウェーより輸入されたミンククジラのいずれかに由来することが確認された。
- ③ イワシクジラ ($n=35$) は、DNA 登録データベースに登録されている 23 個体のいずれかに由来することを確認した。これら 23 個体は、全て母船式商業捕鯨で捕獲した個体であった。
- ④ ニタリクジラ ($n=116$) は、DNA 登録データベースに登録されている 101 個体のいずれかに由来することが確認された。これら 101 個体は、全て母船式商業捕鯨で捕獲した個体であった。
- ⑤ ナガスクジラ ($n=62$) は、DNA 登録データベースに登録されている 36 個体のナガスクジラのいずれかに由来することが確認された。これら 36 個体は、母船式商業捕鯨 ($n=21$) で捕獲した個体、定置網で混獲された個体 ($n=3$)、またはアイスランドより輸入されたナガスクジラ ($n=12$) であった。